

平成23年度
環境報告書



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

平成23年度環境報告書 目次

I	環境報告書の発行に際して	1
	・はじめに	1
II	法人概要	2
	・事業紹介	2
	・事業所紹介	3
III	事業活動における環境配慮の方針・目標	4
	・環境配慮の取組みに関する目標、計画	4
IV	環境マネジメントに関する状況	8
	・環境マネジメントの推進体制	8
	・環境マネジメントの運営方法	9
V	事業活動に伴う環境配慮の取組みの状況等	10
	・省エネルギー、省資源対策	10
	・廃棄物の適正処理	13
	・廃棄物の削減、再使用、リサイクル率アップ等	14
	・環境汚染物質の排出削減対策	16
	・グリーン購入の状況及びその推進	19
	・環境についての知識向上、啓発活動	20
	・社会とのコミュニケーション	20
	・その他	22
	化学物質の安全管理	22
	PCBの適正管理	23
	特殊ガス警報装置について	24
	快適な職場環境づくり	26
VI	環境報告書に対する監事意見	27

ー平成23年度 環境報告書についてー

この「平成23年度 環境報告書」では、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの平成23年度の環境活動を中心に報告します。

・報告対象範囲

農林水産消費安全技術センター本部及び各地域センター・事務所

・報告対象期間

平成23年4月～平成24年3月

・報告対象分野

農林水産消費安全技術センター全体の環境活動及び労働安全衛生活動を対象とします。

・数値の端数処理

表示桁未満を四捨五入しています。

・参考にしたガイドライン

「環境報告ガイドライン(2007年版)」(環境省)

・次回公表予定

平成24年度版は、平成25年9月頃に公表予定。

【作成部署及び連絡先】

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
環境委員会

連絡先:総務部総務課

〒330-9731埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

電話:050-3797-1830

FAX:048-600-2372

本報告書に関するご意見、ご質問は上記まで
お願いいたします。

I 環境報告書の発行に際して

はじめに

農林水産消費安全技術センター（FAMIC）では、平成23年度から第三期中期目標期間がスタートしたところですが、世界的に温室効果ガスによる温暖化等に対して早急な対応が求められる状況にある中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響を受け引き続き取り組んでいく必要のある節電対策とも併せ、より一層、環境への配慮と省エネルギーを重視した取組を進めているところです。

FAMICにおける環境対策の視点としては、業務の実施に当たり、①エネルギー・資源の消費及び廃棄物の排出の削減、②環境汚染の防止、③環境問題に対する自主的な取組等を推進することとしています。

平成23年度は、事業活動における環境負荷の低減のための具体的な行動として、国を挙げて実施した節電の取組みを兼ねながら、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに取り組むとともに、検査施設の見学・公開等を通じて地域社会とのコミュニケーションを積極的に行い、FAMICの環境問題への取組に対する理解の増進に努めて参りました。

FAMICは、肥料、農薬、飼料及び食品などの検査・分析を主要な業務とする独立行政法人として、食品の安全と消費者の信頼の確保を技術的側面から担っています。その実現のため、役職員一同高い使命感を持って、国民の皆様により質の高いサービスを提供すべく日々の業務に取り組むことは言うまでもありませんが、これらの業務を行うに当たって、環境への配慮と省エネルギーにも十分に留意し、関連する諸法規及びFAMICとして取り決めた事項の遵守に努めて参ります。

この環境報告書を通じ、FAMICの環境への配慮に対する考え方と活動内容をご理解いただくとともに、これらの取組に対しての皆様からのご意見をお寄せいただければ幸いです。

平成24年9月

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
理事長 吉羽 雅昭

II 法人概要

事業紹介

食品をめぐる様々な問題が発生する中で、食品の安全に対する消費者の信頼を確保するためには、農業生産に欠かせない生産資材の安全性の確保と適正な使用をはじめとして、生産から流通までの各段階での安全性の確保や適正な表示などが求められています。

このため、FAMICでは、専門技術的知見とノウハウを活用して、肥料、農薬、飼料、食品等に関する検査・分析等を効率的・効果的に推進するとともに、食品や生産資材に関する情報の提供を行うなど、国民の視点に立った、より質の高いサービスを提供し、食品の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献しています。



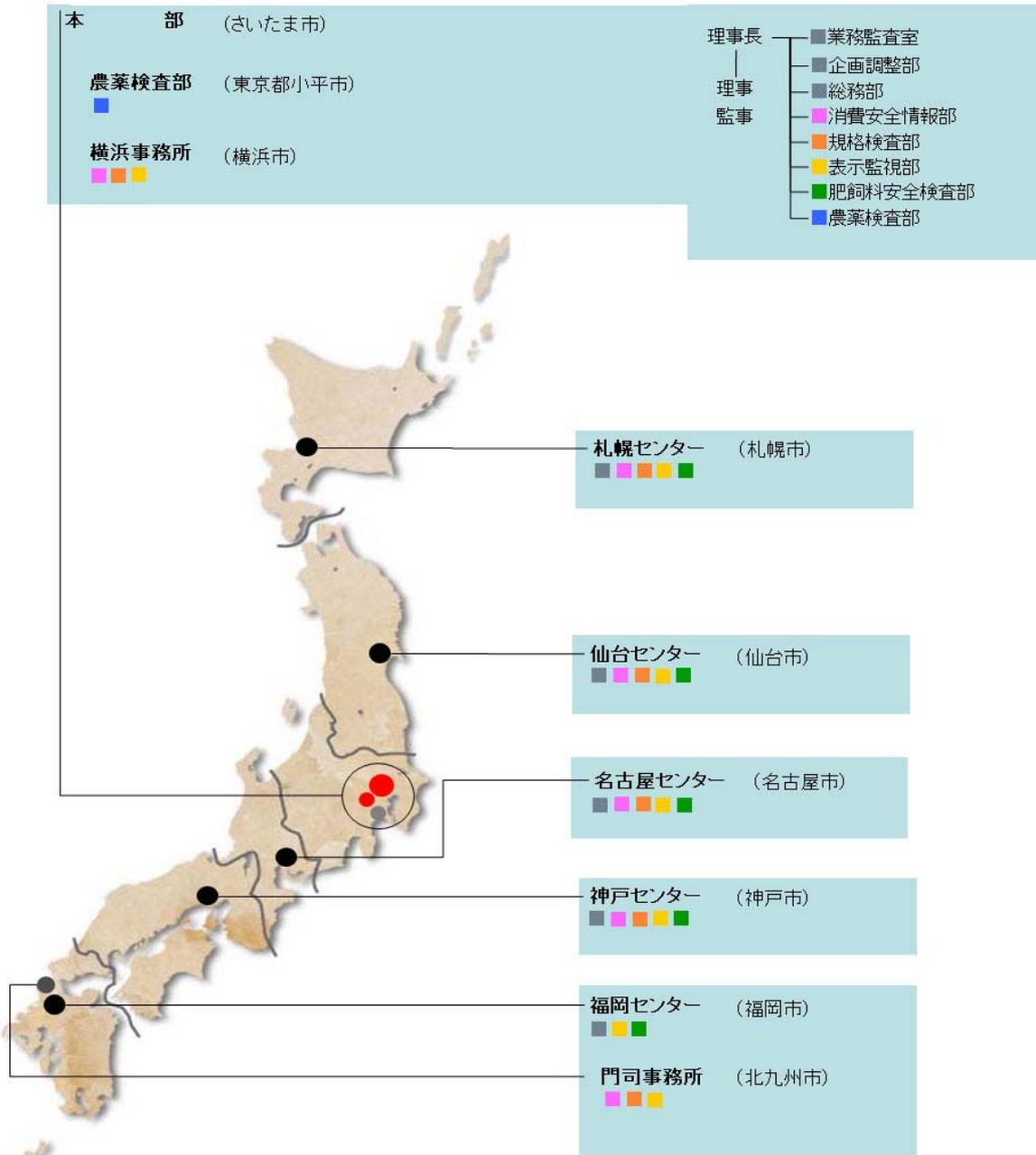
事業所紹介



独立行政法人

農林水産消費安全技術センター

Food and Agricultural Materials Inspection Center



Ⅲ 事業活動における環境配慮の方針・目標

環境配慮の取組に関する目標・計画

平成23年度においては、平成19年4月に3法人が統合して発足したFAMICとして5度目の環境計画を策定しました。

この計画は、FAMIC全体における環境に配慮した取組に関する目標・計画を定めており、省エネルギー・省資源、リサイクル率アップ、グリーン購入など、環境負荷の低減を目標に設定しました。

また、平成22年度に「独立行政法人農林水産消費安全技術センターがその事務及び事業に関し温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画」を定め、入居している一部の合同庁舎では人員比率による分担比率で使用量が決められているものもありますが、FAMICとして、電気使用量、ガソリン、灯油、A重油、都市ガスの使用実績について把握を行い温室効果ガスの排出抑制に努めています。

平成23年度環境計画

農林水産消費安全技術センター
(略称:FAMIC)

1. 環境報告書の報告対象となる範囲

・対象期間

平成23年度(平成23年4月～平成24年3月)

・対象組織・分野

本部及び全地域センター・事務所のすべての業務を対象とする。

2. 事業活動に係る環境配慮の計画

FAMICでは環境に配慮して平成23年度には次のような事柄に取り組んでいきます。業務の遂行にあたっては、さらなる効率化を図り少しでも環境負荷を小さくしていきます。更に、政府の「節電実行基本方針」に基づく夏期の電力需給対策の一環としてFAMICにおいても節電実行計画を策定し、節電について強力に推進していきます。

(Ⅲ 事業活動における環境配慮の方針・目標)

項目	平成23年度目標	取組・具体的な行動	関係法規等
省エネルギー・省資源	○電気使用量の抑制	<p>○省エネルギー型OA機器等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、エアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、買換え及び新規購入に当たり、エネルギー消費のより少ないものを導入。 <p>○節電の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務機器・分析機器等のスイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など適切に使用。 ・庁舎内における冷暖房温度の適正管理を徹底し、クールビズ、ウォームビズを励行。なお、クールビズは5月1日から10月31日までの間とする。 ・冷房中のブラインドの使用の励行。冷暖房中の窓及び出入口の開放禁止。 ・昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯。夜間における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯し、それ以外は消灯。 <p>○夏期の節電対策 (東京・東北電力管内の事業所) (7～9月限定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執務室の蛍光管の間引き及び日中の窓際の蛍光灯の消灯等。 ・コピー機、プリンターの稼働台数の減。 ・電気ポット、コーヒーマーカの使用禁止。 	<p>1. 国際協定</p> <p>○「京都議定書」</p> <p>「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で採択された、二酸化炭素など6つの温室効果ガスの排出削減義務などを定める議定書</p> <p>2. 法律</p> <p>○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)</p> <p>3. 政府方針</p> <p>○「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月30日閣議決定)</p>

(Ⅲ 事業活動における環境配慮の方針・目標)

	<p>○ 公用車の削減及び環境基準適合車への更新の推進</p>	<p>等を行う。</p> <p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターやグループウェアの掲示板等による節電の意識啓発 ・節電対策について、その対策が不十分な時は必要な措置を講ずる。 <p>○ 公用車を原則1拠点1台に削減する中で温室効果ガスの排出抑制を図る。</p> <p>○ 公用車更新の際は、環境基準適合車へ更新</p>	
廃棄物の適正処理	○ 廃棄物、廃液の適正処理	<p>○ 資源ゴミの分別、実験室廃液の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不用となった書類は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収を行う。 ・実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分別処理を行う。 	<p>1. 法律</p> <p>○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)</p>
廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等	○ 廃棄物の削減	<p>○ 廃棄物の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品及び薬品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。 <p>○ 試薬類の適正な調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残余の発生量を少なくし無駄な廃棄等の防止に努める。 	<p>1. 法律</p> <p>○ 「環境基本法」(平成5年法律第91号)</p> <p>○ 「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)</p> <p>○ 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)</p> <p>2. 政府方針</p> <p>○ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月30日閣議決定)</p>
	○ 用紙類の削減(使用量を平成21年度比で5%以上削減)	○ 用紙類の使用量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷・両面コピーの促進。 ・使用済み用紙の裏紙使 	

(Ⅲ 事業活動における環境配慮の方針・目標)

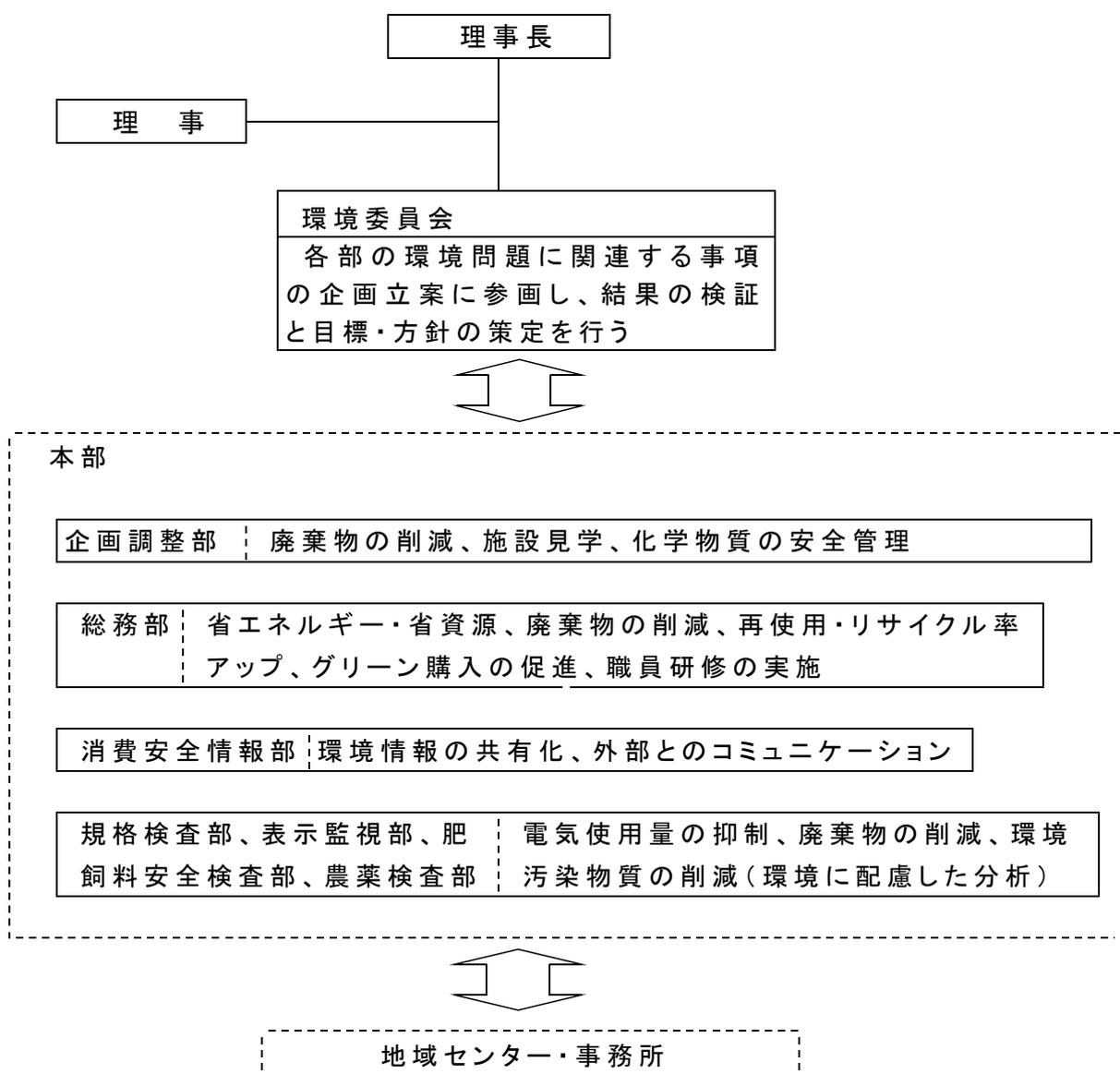
	○再使用・リサイクル率アップ	<p>用の促進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種配付資料等について電子メールの活用及びグループウェアの掲示板機能の活用によりペーパーレス化を促進。 <p>○再使用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル可能製品の使用の促進、使い捨て製品の購入の抑制を図る。 ・コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。 	
環境汚染物質の排出削減	<p>○PRTR指定物質の排出削減</p> <p>○環境汚染物質等の排出削減を促進するための新たな取組の実施</p>	<p>○ドラフトチャンバーの整備など環境中への排出を削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドラフトチャンバー及びスクラバの定期的点検 ・整備 <p>○環境汚染物質等の排出削減を促進するための新たな分析法の積極的な開発及び改良の促進</p>	<p>1. 法律</p> <p>○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号)</p>
グリーン購入	○事務用消耗品類のグリーン商品の購入(100%)	○事務用消耗品類のグリーン商品購入	<p>1. 法律</p> <p>○「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)</p>
環境についての知識向上、啓発活動	<p>○環境についての啓発活動等の実施</p> <p>○環境情報の共有化</p>	<p>○環境保全に関する職員への啓発</p> <p>○グループウェアを利用した各種環境情報の共有化</p>	
社会とのコミュニケーション	○地域社会とのコミュニケーションの促進	<p>○2011年度版環境報告書の発行及びホームページへの掲載</p> <p>○施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明</p> <p>○ホームページの活用</p>	<p>1. 法律</p> <p>○「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号)</p>

IV 環境マネジメントに関する状況

環境マネジメントの推進体制

FAMICでは、環境委員会を設置し、本部及び全地域センター・事務所で組織的に環境に配慮した業務の実施に取り組むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に取り組んでいます。

環境委員会体制



環境マネジメントの運営方法

環境保全の取組について、環境委員会において計画（Plan）を立て、実施（Do）し、適切に管理されているか点検（Check）し、改善が必要な点について見直し（Act）を行うというサイクル（PDCAサイクル）を繰り返しながら、環境保全の推進や環境への負荷の低減を継続的に行っています。

V 事業活動に伴う環境配慮の取組みの状況等

省エネルギー、省資源対策

FAMICにおいては、限りある資源を有効に活用し、地球環境を守っていく観点から、地球温暖化防止のため、省エネルギー・省資源に取り組んでいます。

具体的には、冷暖房温度の調整、昼休み時間の室内照明の消灯、機器の購入あるいは更新時の省エネタイプの採用、省エネタップの導入等により光熱量の節約を図るとともに、ペーパーレス化の推進、使用済み用紙の再利用による資源の有効活用の促進等に取り組んだほか、平成23年度は政府の「節電実行基本方針」に基づく夏期の電力需給対策の一環としてFAMICにおいても節電実行計画を策定し、節電について強力に推進しました。



昼休みの室内消灯(さいたま本部)



省エネタップ(さいたま本部)



省エネタップ(PC接続時)

用紙類の削減に当たっては、平成21年度実績の5%削減を実現すべく、両面印刷や両面コピーの徹底、使用済み用紙の裏紙使用及び夏期の節電対策等の実施に伴うコピー機、プリンターの使用制限による用紙類の節約の結果、平成21年度実績比で22.7%の減少となりました。(表1)今年度についても引き続き目標を定め、目標の達成に向けて取組みの強化を図って参ります。

(V 事業活動に伴う環境配慮の取組みの状況等)

(表1) FAMICにおける用紙類使用数量の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用数量	(基準年対比) (箱)	1,973	1,949	(77.3%) 1,525

なお、平成22年度において「独立行政法人農林水産消費安全技術センターがその事務及び事業に関し温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画」を定め、FAMICにおける温室効果ガスの削減について、平成19年度比で平成24年度までに6%削減する目標を掲げて、組織を挙げて取り組んでいます。平成23年度における温室効果ガス排出実績は、基準年対比で約21.6%削減しました。

(参考) 1. FAMICにおける光熱量の推移

		平成19年度	平成22年度	平成23年度
電気使用量※	(Kwh)	4,732,426	4,417,798	3,731,750
ガソリン	(L)	10,662	7,082	3,577
灯油	(L)	5,277	839	332
A重油	(L)	9,866	1,107	0
都市ガス	(Nm3)	244,874	226,768	174,968

(注)※ 合同庁舎に入居している一部事務所の使用量について、人員比率による分担比率に基づき算出しているものを含む。

(参考) 2. FAMICにおける温室効果ガス排出量の推移

		平成19年度	平成22年度	平成23年度
電気使用量	(Kg-CO ₂)	1,980,901	1,945,963	1,603,353
ガソリン	(Kg-CO ₂)	24,736	18,096	8,300
灯油	(Kg-CO ₂)	13,140	2,087	822
A重油	(Kg-CO ₂)	26,737	3,000	0
都市ガス	(Kg-CO ₂)	509,338	505,692	390,140
温室効果ガス排出量計	(19年度対比) (Kg-CO ₂)	2,554,852	(96.9%) 2,474,838	(78.4%) 2,002,615

(V 事業活動に伴う環境配慮の取組みの状況等)

更に、単独庁舎では、東京都条例(「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成12.12.22条例第216号))に基づく屋上の緑化(小平庁舎)や、被陰植物の導入による庁舎壁面の緑化(福岡センター)により、冷房効率の向上、ヒートアイランド現象の緩和を図る等の取組をしています。



小平庁舎の屋上緑化



福岡センターのゴーヤによる壁面緑化

廃棄物の適正処理

FAMICから排出する廃棄物は、事業系一般廃棄物と廃油や腐食性の廃酸・廃アルカリ等の特別管理産業廃棄物の2通りに分けられます。

(1) 事業系の一般廃棄物は、本部、各地域センター・事務所で分別後、FAMICあるいは合同庁舎管理官庁が委託した産業廃棄物処理許可業者が回収し、処理場で処理されます。

なお、平成23年度においては6事業所(さいたま本部及び5地域センター・事務所)が合同庁舎に入居していることから、事業系一般廃棄物の個別の排出量は算定できません。

(2) FAMICで行う分析で排出される種々の廃液(廃油、腐食性の廃酸・廃アルカリ)については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)で規定される分類に沿って区分して回収し、廃液処理業者に処理を依頼しています。

なお、廃液の区分及び管理については、全国9カ所の事業所(本部、地域センター・事務所)ごとにマニュアルを作成して職員に周知徹底し、適正処理に努めています。

廃液以外の特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)は、廃棄物処理関係法令に基づき、全国9カ所の事業所(本部、地域センター・事務所)ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設けて、FAMIC内で回収を行い、特別管理産業廃棄物収集・運搬業者や特別管理産業廃棄物処分業者等に処理を委託しています。

なお、当該廃棄物については、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により適正に処理されていることをその都度確認しています。

廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等

(1) 本部及び全地域センター・事務所においては、ゴミの分別回収の徹底、ペーパーレス化の推進、使用済み用紙の再利用等による一般廃棄物の低減やグループウェア及び電子メールの活用、両面印刷の推進、コピー機やプリンターにおける不要資料等の裏面活用、ミスコピー用紙等についてストックレーを配置しての活用等により用紙の調達枚数及び廃棄物の低減に取り組んでいます。

なお、平成23年度の印刷用紙の調達実績は、15,667.9kgとなっています。

(2) 平成18年度から印刷機の再生トナーの利用を開始するとともに、「特定家庭用機器再商品化法」(平成10年法律第97号。家電リサイクル法。)及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(平成14年法律第87号。自動車リサイクル法。)に基づき、平成23年度においては、テレビ3台、電気冷蔵庫2台、洗濯機3台を適正に処分しました。

(3) 特別管理産業廃棄物の平成23年度のFAMIC全体での排出量は、廃油、腐食性の廃酸・廃アルカリが12,018ℓとなり前年度(17,510ℓ)と比べて約30%減少しました。また、廃棄検査分析機器等は9,164kgとなり前年度(39,568kg)と比べて約75%減少しています。

ゴミの分別状況(さいたま本部 3階ゴミ置き場)



(V 事業活動に伴う環境配慮の取組みの状況等)

ストックトレイ(分別と裏紙利用)(さいたま本部)



その他、分析等で使用する試薬についても、試薬ビンを廃棄処分とせず、リサイクルを図っています。

空き瓶の保管及び回収用段ボールへの箱詰状況(さいたま本部)



環境汚染物質の排出削減対策

PRTR法に指定されている物質

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)(以下「PRTR法」という。)は、人や環境への有害性が判明している化学物質について、事業者による自主管理の改善を促進することにより、環境保全上の支障を未然に防止することを目的としたものです。

同法の対象となる562物質のうち、PRTR制度に基づき、排出量等の届出を行う際、対象となる化学物質(同法に定める第一種指定化学物質がこれに該当。以下「PRTR対象物質」という。)は462物質あります。

平成23年度、FAMICではPRTR対象物質を177物質保有しており、届け出が必要なもの(事業所単位で取扱量1トン以上)はありませんでした。

なお、FAMICで使用した主なPRTR対象物質は、以下の表のとおりです。

FAMICで使用した主なPRTR対象物質(平成23年度)

化学物質名(群)	全体の使用量 ※1	
	平成23年度	(平成22年度・参考)
アセトニトリル	1,768 kg ※2	1,841 kg
ヘキサン	838 kg	875 kg
塩化メチレン(ジクロロメタン)	139 kg	207 kg

※1:9事業所の合計量

※2:1事業所の最大使用量は557kg(本部(さいたま市))



(左) アセトニトリル

(中) ヘキサン

(右) 塩化メチレン(ジクロロメタン)

環境汚染物質低減対策及び有害ガス処理装置(スクラバ)の保有状況

FAMICでは、分析する試料を分解するため、硫酸、硝酸、過塩素酸等による酸分解を行っています。また、溶媒抽出等のため多種類の試薬を使用していますが、その中にはPRTR法で指定されている有機溶剤等も含まれています。

これらの酸や有機溶剤等は使用する際に蒸気として気散することから、専用のドラフトチャンバー等局所排気装置のある場所で行っています。

また、その際に発生した有害ガスは、有害ガス処理装置(スクラバ)を通して中和または吸着除去しており、環境汚染物質の排出削減に努めています。



ドラフトチャンバー

なお、スクラバは、有害ガスの種類に応じて、次の2種類を保有しています。

(1) 酸性ガス用排ガス浄化装置

FAMIC全体で合計38台保有しており、硫酸や硝酸などの酸性ガスの中和に用いています。

これらの浄化装置は、外観や作動状況の確認を定期的の実施するほか、浄化装置内の洗浄水について、点検時、必要に応じてpH調整を実施し記録しています。



酸性ガス用排ガス浄化装置

(V 事業活動に伴う環境配慮の取組みの状況等)

(2) 有機溶剤用脱臭装置

FAMIC全体で合計52台保有しており、アセトニトリルなどの有機溶剤の吸着除去に用いています。

これらの脱臭装置についても、外観や作動状況の確認を定期的を実施しています。



有機溶剤用脱臭装置

グリーン購入の状況及びその推進

FAMICにおいては、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号))及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成22年2月5日変更閣議決定)に基づき、平成23年度における環境物品等の調達方針を作成・公表して、できる限り環境への負荷の少ない物品の購入等に努める取組を推進しました。

主な物品のグリーン購入の状況(平成23年度)

分野	品目	目標値	総調達量	特定調達物品等	目標達成率
紙	コピー用紙	100%	15,630 kg	15,627 kg	100%
	フォーム用紙	100%	0 kg	0 kg	—%
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	100%	6 kg	6 kg	100%
	塗工されていない印刷用紙	100%	28 kg	27 kg	95%
	塗工されている印刷用紙	100%	4 kg	4 kg	100%
文具類	シャープペンシル	100%	150本	150本	100%
	ボールペン	100%	1,110本	1,110本	100%
	マーキングペン	100%	1,510本	1,510本	100%
	ゴム印	100%	205個	205個	100%
	ファイル	100%	27,585冊	27,460冊	100%
	ファイリング用品	100%	629個	29個	5%
	事務用封筒(紙製)	100%	37,590枚	37,590枚	100%
	ノート	100%	445冊	425冊	96%
オフィス家具等	いす	100%	20脚	20脚	100%
	机	100%	13台	13台	100%
OA機器	コピー機等(購入)	100%	1台	1台	100%
	プリンタ等(購入)	100%	13台	13台	100%
	スキャナ(購入)	100%	5台	5台	100%
	磁気ディスク装置(購入)	100%	3台	3台	100%
	シュレッダー(購入)	100%	0台	0台	—%
照明	蛍光灯(レジットスタート形又はスター形)	100%	81本	81本	100%
自動車等	ハイブリッド自動車	0台	0台	0台	—%
	17年低排出75%低減かつ低燃費	0台	0台	0台	—%
制服・作業服	作業服	100%	233着	221着	95%

※ 「特定調達物品等」とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条に定める「国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の基準を満たす物品等」のことです。

環境についての知識向上、啓発活動

環境情報の共有化

FAMICでは、グループウェア内に「環境情報データベース」を作成し、職場内における環境に関する情報の共有化を進め、職員の環境問題への理解の増進に努めています。

環境保全に対する職員への啓発

上記「環境情報データベース」に「環境教育・学習」、「地球環境」、「大気」、「廃棄物」、「化学物質」等についての、基礎的知識の解説を掲載するとともに、分析試験業務に関する基本ルールについての「検査分析基礎研修」の中で、分析試験業務管理、毒劇物及び危険物管理の知識の向上やスクラバ施設の点検方法、廃液・廃棄物の処理ルール等を学習し、環境に関する知識と更なる意識の向上に努めています。

社会とのコミュニケーション

環境コミュニケーション

FAMICでは施設見学者等(平成23年度実績:FAMIC全体で42回(前年度63回)、延べ686人(前年度856人))に対して、FAMICの事業内容の説明等を行うとともに、FAMICにおける環境配慮への取組状況の紹介にも努めています。



施設見学の様子(さいたま本部)

FAMICホームページ

FAMICのホームページでは、食の安全と消費者の信頼を確保するため、肥料、農薬、飼料、ペットフード等に関する安全性の検査、食品の表示等に関する検査等の効率的・効果的な推進、食品や農業生産資材に関する情報など、生産者、事業者等の関心の高い情報を科学的観点から分かりやすく掲載するとともに、環境報告書をホームページ上で公表しています。



FAMICホームページアドレスは、
<http://www.famic.go.jp/>です。

FAMICホームページ
(トップページ)

FAMIC出版物

広報誌「新・大きな目小さな目」

FAMICでは農業生産資材の安全性に関する情報や、食品の品質・表示等に関する情報を分かりやすく解説しながら、各種の情報提供を行うため広報誌を発行しています。広報誌の2011年秋号(No.26)には環境報告書をホームページ上で公表している旨の告知を掲載しました。



広報誌「新・大きな目小さな目」

その他

化学物質の安全管理

FAMICで行う分析には、種々の試薬を使用しています。その中には、「毒物及び劇物取締法」(昭和25年法律第303号)で指定されている毒物及び劇物や、「消防法」(昭和23年法律第186号)で指定されている危険物が含まれています。これらの試薬の安全な保管、取扱い及び廃棄の管理にあたっては、全国に9カ所ある事業所(本部、地域センター・事務所)ごとにマニュアルを作成するとともに、その周知を徹底しています。特に特定毒物に指定されている物質については、管理責任者を指名し、使用、廃棄及び保管の状況を定期的に確認し、安全の確保に努めています。

また、すべての事業所において試薬管理システムを導入し、試薬瓶1本ごとにバーコードラベルを貼付して識別・管理しています。



試薬管理システム



試薬瓶バーコード



薬品保管庫



薬品保管庫内部

PCB (ポリ塩化ビフェニル) の適正管理

PCBは昭和48年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律において製造や新たな使用が禁止され、PCB廃棄物を事業者において保管することが義務づけられました。

また、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定されたことにより、PCB廃棄物の保管事業者は平成28年度までにPCB廃棄物の専用処理場において処理することが義務づけられました。

このため、現在FAMICにおいては、蛍光灯等の安定器200個、ノンカーボン紙17.72kg、試薬等1,966.49g及び13.5ml、PCBを含む油94.2lを専用保管庫等で適正に保管しています。



・安定器等



・ノンカーボン紙



・試薬等

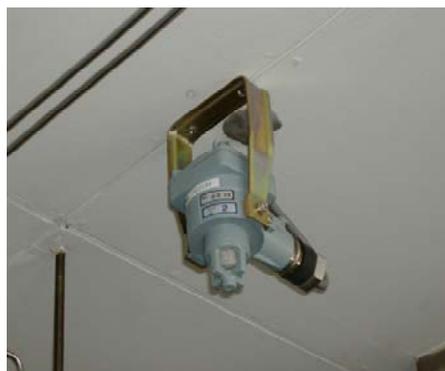
特殊ガス警報装置について

検査・分析業務において使用する薬品類及び可燃性ガス等の取扱いには日頃から十分注意していますが、人身事故の防止、薬品類による水質汚染及び可燃性ガス等の大気放出を未然に防ぐこと等を目的として、特殊ガス警報装置を設置し、事故等発生時の被害を最小限に留めるための体制整備を図っています。

警報装置設置状況(さいたま本部、地域センター・事務所の設置例)



・有機溶媒センサー
(名古屋センター)



・アセチレンセンサー
(札幌センター)



・水素センサー
(横浜事務所)



・酸素欠乏センサー
(仙台センター)

(V 事業活動に伴う環境配慮の取組みの状況等)



・酸素センサー
(さいたま本部)



・亜酸化窒素センサー
(さいたま本部)



・混合ガスセンサー
(さいたま本部)

- ・有機溶媒センサーは、検査室内で規定量以上の有機溶剤を使用した際に警報を発します。
- ・アセチレン、水素、酸素欠乏、酸素、亜酸化窒素、混合ガスの各センサーについては、検査室内で規定の濃度を超えた際(酸素欠乏センサーについては規定値以下となった際)に警報を発するとともに、ガス遮断弁が閉じ、ガスの供給が遮断されます。

快適な職場環境作り

FAMICでは、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を維持・増進するため、次の活動を実施しています。

- ・安全衛生委員会

職員の安全及び健康を確保するため、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57条)に基づき設置し、月1回開催しています。

- ・職場巡回点検

労働災害の未然防止を図るため、産業医、安全管理責任者等が定期的に職場巡回点検を行い、指摘事項等があった場合には、当該検査室責任者あて改善を求めています。

- ・作業環境測定

職員の健康障害を未然に防止するため、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤及び有害な化学物質等を扱う作業場に義務付けられている作業環境測定(年2回)を実施しています。

- ・職員の健康管理

労働安全衛生法及びFAMICの内部規程に基づき、定期的に健康診断を実施し、傷病の早期発見、治療に努めています。

- ・メンタルヘルスケア

契約診療所の医師と職員との面談により、精神的な悩みや不安、これらに関連した職場及び家族に関する相談等を行っています。

また、共済組合の事業として、フリーダイヤルが設置され、保健師、助産師、看護師、栄養士、カウンセラーなど専門スタッフによる各種相談が行われており、FAMICの職員も利用できることとなっています。

VI 環境報告書に対する監事意見

環境報告書の信頼性を高めるため、監事による評価を行い、その結果を「平成23年度環境報告書」に対する監事意見としてまとめています。

平成24年9月28日

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター
理事長 吉羽 雅昭 様

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター
監事 井上 龍子 ・
監事 碓井 憲男 ・

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
「平成23年度環境報告書」に対する監事の意見

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（以下、「環境配慮促進法」という。）第9条等に基づき、「平成23年度環境報告書」に対して評価を行った結果をまとめましたので、提出いたします。

1. 「平成23年度環境報告書」は、環境配慮促進法第8条等に基づき、環境報告書に記載すべきこととされている事項等にしがたい、作成されたものと認められます。
2. 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいては、自主的積極的な環境配慮の取組が極めて重要との認識の下、環境配慮を事業活動に取り込むとともに、毎年、環境報告書を公表していますが、農業生産資材や食品等を対象とした科学的な検査、分析により技術で貢献することを使命とする法人として、化学物質等を保有していることから、引き続き、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律等に基づいた適切な対応を行い、環境リスクの低減と安全に努めることが重要です。
3. 環境に配慮した事業活動、環境マネジメントの重要性、専門性にかんがみ、監事による評価に加え、例えば、外部委員による業務に関する懇談会に環境報告書を提出して意見を聞くなどについて検討することを期待します。